

## 一般社団法人埼玉県老人福祉施設協議会 部会運営規程

### (目的)

第1条 埼玉県老人福祉施設協議会（以下「本会」という）定款第37条第3項の規定に基づき、部会の運営に関し必要な事項を定めるものとする

### (部会)

第2条 部会は次の通りとする。

- (1) デイサービス部会
- (2) 地域包括・在宅介護支援部会
- (3) 養護・軽費老人ホーム部会
- (4) ユニットケア研究部会

2 部会員は、別表1に掲げる区分による会員施設の施設長及び会長が委嘱する委員をもって構成する。

### (デイサービス部会)

第3条 デイサービス部会は、デイサービス事業に関する事項について、調査研究を行い、理事会に報告する。

### (地域包括・在宅介護支援部会)

第4条 地域包括・在宅介護支援部会は、地域包括事業及び在宅介護支援事業に関する事項について、調査研究を行い理事会に報告する。

### (養護・軽費老人ホーム部会)

第5条 養護・軽費老人ホーム部会は、養護老人ホームの事業及び軽費老人ホームの事業運営に関する事項について、調査研究を行い理事会に報告する。

### (ユニットケア研究部会)

第6条 ユニットケア研究部会は、ユニットケアの事業・研修等の事業運営に関する事項について、調査研究を行い理事会に報告する。

### (部会長及び副部会長)

第7条 部会に部会長、副部会長を置く。

- 2 部会長および副部会長は、部会員の互選により選出する。
- 3 部会長は部会を総理し、副部会長はこれを補佐する。

(部会の招集)

第8条 部会は、部会長が招集する。

2 理事会から要請があった時、また3分の1以上の部会員から部会開催の要求があった時は、部会長は部会を招集しなければならない。

3 部会の議長には、部会長があたる。

(経費)

第9条 各部会に必要な経費は、本会が負担する。

(事務処理)

第10条 各部会の事務は、本会事務局において処理する。

附 則

この規程は、平成29年4月3日から施行する。